

知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種体制

県央家畜保健衛生所

佐々木 麻優子	田畑 実可
野川 英明	勝呂 ゆりか
北條 隆男	後藤 裕克
荒木 悦子	英 俊征

はじめに

豚熱は、平成 30 年に岐阜県で国内 26 年ぶりの発生があり、その後、近隣での発生が続いた。令和元年 10 月に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針¹⁾（以下、指針）が一部改正され、家畜防疫員による豚熱ワクチン接種（以下、ワクチン接種）が国内の複数県で開始された。神奈川県も令和元年 12 月よりワクチン接種を始めている。家畜防疫員のためのワクチン接種では、全国的にも限界があり、体制の見直しのために指針が一部改正され、令和 3 年 3 月に知事認定獣医師、令和 4 年 12 月に登録飼養衛生管理者の接種が可能になった。神奈川県でも令和 5 年 4 月より知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者によるワクチン接種も加わった新体制になったので報告する。

令和 5 年 3 月までの豚熱ワクチン接種体制と課題

令和 5 年 3 月までは、家畜保健衛生所（以下、家保）の職員と家畜防疫員として県職員に雇用された農場の管理獣医師等が家畜伝染病予防法（以下、家伝法）第 6 条に基づいて農場でワクチン接種を実施し、その都度、接種手数料を農場から領収していた。ワクチン接種は、子豚の日齢を踏まえ、家保の業務時間内で全農家と日程調整を行うため、豚群ごとの適時接種が困難なこともあった。また、家畜防疫員がワクチン接種業務に追われ、飼養衛生管理指導など他の業務に注力できないなどの課題があった。

知事認定獣医師について

1 新体制への整備

知事認定獣医師によるワクチン接種体制の整備は、令和5年2月に要領が制定された。家畜防疫員と同等の知識・技術があることを確認し、必要があれば研修を行い、家伝法第50条の許可を経て、4月よりワクチン接種が開始した。知事認定獣医師の認定には、家畜防疫員と同等以上の頻度で適切に接種できること、家保と緊密に連携がとれること、家保とワクチンの受払ができること、家保に使用報告、使用済みワクチン瓶の返却ができることが挙げられる。

2 接種の流れ

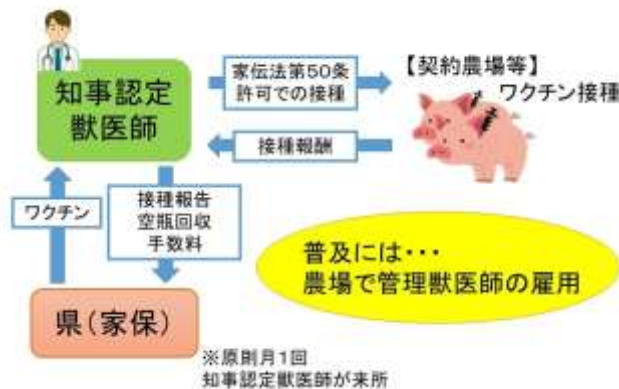


図1 知事認定獣医師によるワクチン接種の流れ

知事認定獣医師は接種農場の計画に基づき、家保からワクチンを受け取り、契約農場等でワクチン接種を行う。その後、原則月1回家保に来所し、接種報告と空瓶の引き渡しと支払いを行う(図1)。農場で知事認定獣医師がワクチン接種をするには新たな獣医師の雇用が必要となるため、本制度の更なる普及は困難と思われる。

3 県中央家畜保健衛生所管内の状況

現在、管内には8名の知事認定獣医師がいる。そのうち、農場管理獣医師である2名が関連農場含む6農場でワクチン接種を行っている。この2名は新体制になるまでは家畜防疫員として農場での接種を行っていた。4名は研究機関や大学での接種を行っている。小動物臨床の病院でも2名の認定者がおり、神奈川県でも飼育数が増加しているペット豚でのワクチン接種を担うことが期待されている。

登録飼養衛生管理者について

1 新体制への整備

登録飼養衛生管理者によるワクチン接種体制の整備は、令和5年2月に要領が制定された。3月に登録に必要となる研修会を日付と場所を変えて3回開催した。また、認定農場の要件である、飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン接種にかかる作業手順書の作成がされていること、ワクチン保管設備が準備されていること、ワクチン接種体制が整っていることを確認し、農場の認定を行った。その後、家伝法第50条の許可を経て、4月より接種を開始した。

2 接種の流れ

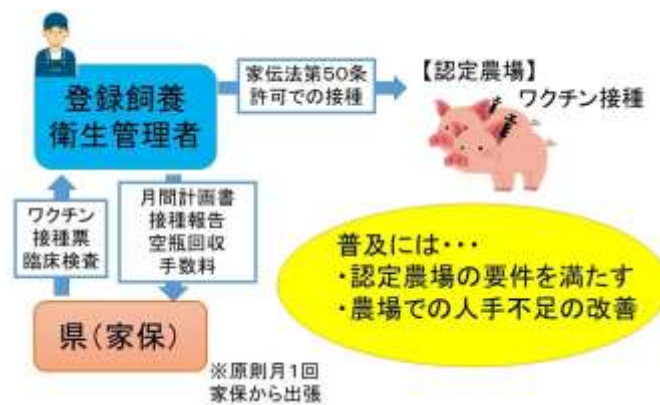


図2 登録飼養管理者による接種の流れ

登録飼養衛生管理者が農場でワクチン接種を行うために、家保が月に1回、登録飼養衛生管理者から提出される月間計画書をもとに臨床検査を行ったうえで接種票を交付して、ワクチンを引き渡す。登録飼養衛生管理者は認定農場で接種票に従ったワクチン接種を行い、接種報告書を作成する。家保はその報告書の内容を確認し、ワクチンの空瓶回収と領収を行う(図2)。登録飼養衛生管理者の普及には、認定農場の要件を満たす必要があり、その農場の整備や、農場での人手不足の改善が必要と考えられる。

3 県央家畜保健衛生所管内の状況

現在、管内には13名の登録飼養管理者がワクチン接種を行っている。

新体制導入での変化

1 県（家保）での変化

A・B農場	月4回・各回3名	→	月1回・各回2名
C・D農場	月2回・各回2名	→	月1回・各回2名
E農場	月1回・各回2名	→	月1回・各回2名

図3 ワクチン接種による家保からの出張回数の減少

家保では、ワクチン接種による出張回数が減少したため（図3）ワクチン接種業務が軽減した。そのため、飼養衛生管理指導の強化と免疫付与状況の分析や丁寧な指導に時間を費やせるようになった。しかし、月1回農場に出張して行う臨床検査を含めた確認業務等が全て月末・月初めに集中するため、出張計画の変更が必要となった。今後は年間計画を見直す必要がある。

2 知事認定獣医師による接種農場での変化

知事認定獣医師による接種農場では知事認定獣医師による柔軟な判断に基づくワクチン接種プログラムが進められるようになり、更に適時接種ができるようになった。また、家畜防疫員から知事認定獣医師となった農場管理獣医師は、ワクチン接種日にその都度家保で支払い等を行っていたが、この作業が月1回になったため、以前より負担が軽減し、農場全体の衛生管理を実施できるようになった。

3 登録飼養管理者による接種農場での変化

登録飼養衛生管理者による接種農場でも家保と予定を合わせる必要がなくなり、農場にあった適時接種が進められるようになった。また、家保の訪問も月1回になり農場に立ち入る人や回数が減少した。ワクチン手数料が安価となったため、農場での衛生費の削減に繋がった。一方、家保への毎月の書類の作成と提出等、ワクチン接種による業務量の増加が登録飼養衛生管理者には負担になっているようである。書類の簡易化が求められてはいるが、獣医師ではない飼養衛生管理者が接種するには必要最低限の内容の書類になっているため簡易化は難しいのが現状である。

登録飼養管理者アンケート結果

農場で実際にワクチン接種を行っている登録飼養衛生管理者 13 名にアンケート調査を行った。新体制導入でワクチン接種ができるようになり良かったかとの問いに、「良かった」と 10 名が回答した。ワクチン費用の軽減は全ての農場で良かった点としてあがった。どちらでもないとの回答理由には毎月の書類作成の負担やワクチン接種にかかる時間があげられた(図 4)。また、ワクチン接種に不満や困っていることがあるかとの問いには約半数が「ある」と回答し、共通して書類作成の手間を挙げ、その他には保定する人員確保の問題があった(図 5)。新たに登録人数を増やしたいかとの問いに関しては、どの農場も増やしたい希望はあるが農場内での人手不足が課題にあった(図 6)。従来通り、家保でワクチン接種をして欲しいかとの問いには、「はい」との回答はなかった(図 7)。来年度も全ての登録飼養衛生管理者が登録の更新をすると回答した(図 8)。アンケート結果からも新体制の導入は、農場においてもメリットがあったと言える。

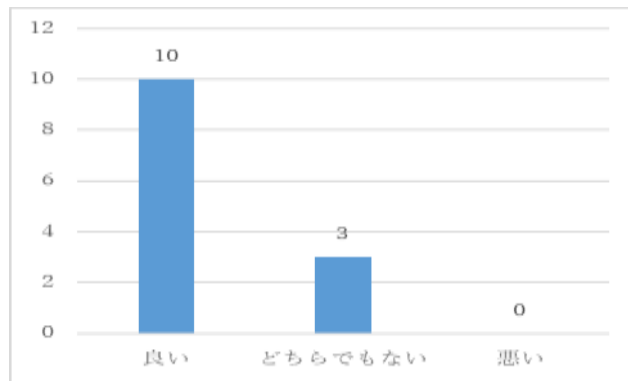


図 4 アンケート結果：ワクチン接種ができるようになり良かったか

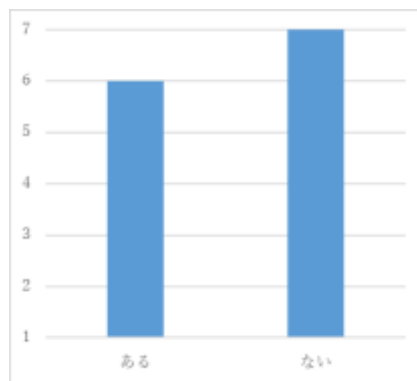


図 5 アンケート結果：接種について不満や困っていることはありますか

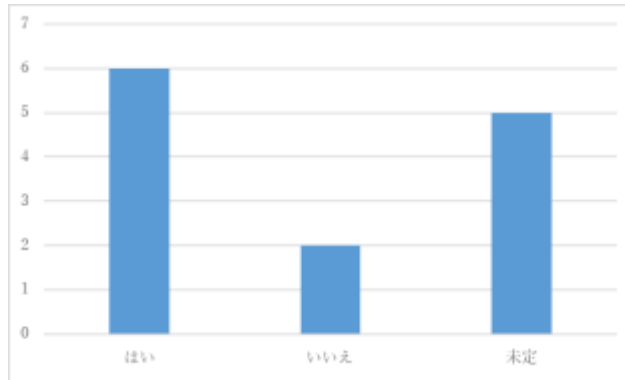


図6 アンケート結果：新たに登録する人数を増やしたい又はその予定はあるか

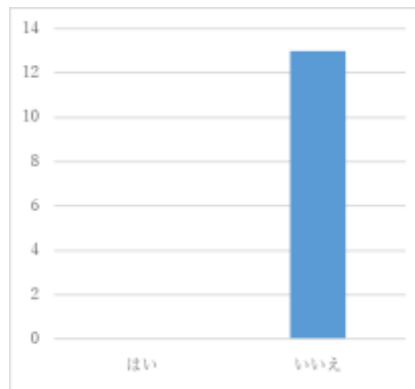


図7 アンケート結果：従来通り、家保で接種をして欲しいか

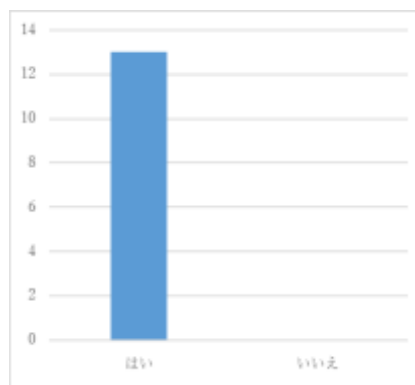


図8 アンケート結果：来年度、登録の更新はしますか

まとめと今後の課題

令和5年4月より、家畜防疫員だけでなく、知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者によるワクチン接種が始まり、管内では、知事認定獣医師8名、登録飼養衛生管理者13名がワクチン接種をしている。ワクチン接種の課題であった適時接種の限界は、新体制の導入により、農場毎での柔軟なワクチン接種が可能となり、より適期にワクチン接種ができるようになった。ワクチン接種業務による家保の他業務への圧迫は、ワクチン接種業務が軽減したため、飼養衛生管理指導の強化と免疫付与状況の分析や指導に時間を費やせるようになった。家畜防疫員から知事認定獣医師になった獣医師も負担が減り、農場のワクチンプログラムに合わせたワクチン接種を選択することができるようになった。登録飼養衛生管理者へのアンケート調査においても、新制度が問題なく受け入れられており、おおむね好評であった。

今後の課題は登録飼養衛生管理者による接種を増やしていくことである。管内でも、既に研修を修了しているが、認定農場の要件に満たさないために接種ができない農場もある。今後、更なる家畜防疫員による丁寧な飼養衛生管理の指導により、登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を普及させていきたい。

引用文献

- 1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、15-33